



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311
 編集責任者 村澤幸二

平成30年の労働災害発生状況(平成31年1月末現在集計速報値)について

平成31年1月末現在の平成30年1年間の休業4日以上
 の災害は、下記の表のとおりで、対前年比4.1%の増加
 となっており、全国的にも5.7%の増加となっています。

昨年同時期より増加した業種は、運輸交通業(19件増
 加)、製造業(同12件)、通信業・金融業等(同6件)、
 卸・小売業(同4件)などとなっており、昨年同時期より
 減少した業種は、建設業(13件減少)、飲食店(同6
 件)、清掃業・ビルメンテナンス業(5件)などとなっ
 ています。

事故の型別で見ると、「転倒」災害が一番多く138件
 (昨年同時期より7件増加)発生が多い業種は、卸・小売

業33件、保健衛生業24件、製造業21件 冬季(12月～
 翌年2月)に積雪・凍結による転倒災害が多発していま
 す。)、次いで「墜落・転落」が109件(昨年同時期と同
 数)多い業種は、建設業37件、運輸交通業28件、卸・小
 売業13件、「はさまれ・巻き込まれ」が56件(同8件減
 少)多い業種は、製造業25件、建設業10件、運輸交通業
 7件、「動作の反動・無理な動作」が38件(昨年同時期
 と同数)多い業種は、保健衛生業11件、製造業9件、運
 輸交通業6件、「切れ・こすれ」が37件(同11件増加
 多い業種は、製造業14件、建設業9件、林業・飲食店そ
 れぞれ3件)となっています。

平成30年労働災害発生状況(速報) 平成30年1月～12月発生状況(平成31年1月末現在集計) 鳥取労働局

業種別	合 計				鳥 取 署				米 子 署				倉 吉 署			
	平成30年 死者数	平成29年 死者数	増減 数	増減率 (%)	平成30年 死者数	平成29年 死者数	増減 数	増減率 (%)	平成30年 死者数	平成29年 死者数	増減 数	増減率 (%)	平成30年 死者数	平成29年 死者数	増減 数	増減率 (%)
全 産 業	(1) 513	(4) 493	20	4.1	183	(3) 167	16	9.6	236	(1) 246	-10	-4.1	(1) 94	80	14	17.5
製 造 業	(1) 105	(1) 93	12	12.9	43	(1) 34	9	26.5	45	46	-1	-2.2	(1) 17	13	4	30.8
木材・木製品・家具・家具用品製造業	5	6	-1	-16.7	1	3	-2	-66.7	2	3	-1	-33.3	2	0	2	*
鉄鋼・金属製品製造業	15	(1) 15	0	0.0	6	(1) 5	1	20.0	7	7	0	0.0	2	3	-1	-33.3
機械器具製造業	18	12	6	50.0	10	8	2	25.0	5	3	2	66.7	3	1	2	200.0
食料品製造業	(1) 37	36	1	2.8	9	8	1	12.5	22	22	0	0.0	(1) 6	6	0	0.0
上記以外の製造業	30	24	6	25.0	17	10	7	70.0	9	11	-2	-18.2	4	3	1	33.3
建 設 業	81	(2) 94	-13	-13.8	28	(1) 30	-2	-6.7	32	(1) 36	-4	-11.1	21	28	-7	-25.0
土木工事業	19	(2) 32	-13	-40.6	7	(1) 16	-9	-56.3	8	(1) 10	-2	-20.0	4	6	-2	-33.3
建築工事業	56	52	4	7.7	18	12	6	50.0	22	20	2	10.0	16	20	-4	-20.0
木造家屋建築工事業	21	25	-4	-16.0	7	11	-4	-36.4	10	7	3	42.9	4	7	-3	-42.9
その他の建築工事業	35	27	8	29.6	11	1	10	1000.0	12	13	-1	-7.7	12	13	-1	-7.7
その他の建設業	6	19	-4	-40.0	3	2	1	50.0	2	6	-4	-66.7	1	2	-1	-50.0
運 輸 交 通 業	77	(1) 58	19	32.8	33	(1) 18	15	83.3	37	38	-1	-2.6	7	2	5	250.0
道路貨物運送業	68	(1) 50	18	36.0	27	(1) 15	12	80.0	34	33	1	3.0	7	2	5	250.0
その他の運輸交通業	9	8	1	12.5	6	3	3	100.0	3	5	-2	-40.0	0	0	0	
林 業	17	16	1	6.3	7	7	0	0.0	5	8	-3	-37.5	5	1	4	400.0
その他の事業	233	232	1	0.4	72	78	-6	-7.7	117	118	-1	-0.8	44	36	8	22.2
卸・小売業	78	74	4	5.4	26	27	-1	-3.7	40	41	-1	-2.4	12	6	6	100.0
飲食店	10	16	-6	-37.5	6	4	2	50.0	3	11	-8	-72.7	1	1	0	0.0
清掃業・ビルメンテナンス業	19	24	-5	-20.8	9	10	-1	-10.0	10	11	-1	-9.1	0	3	-3	-100.0
旅館・ホテル業	15	12	3	25.0	2	2	0	0.0	9	7	2	28.6	4	3	1	33.3
保健衛生業	54	50	4	8.0	17	18	-1	-5.6	21	25	-4	-16.0	16	13	3	23.1
通信業・金融業等	13	7	6	85.7	1	2	-1	-50.0	8	5	3	60.0	4	0	4	*
上記以外のその他の事業	44	43	1	2.3	11	15	-4	-26.7	26	18	8	44.4	7	10	-3	-30.0

(注) ()内は死者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。
 機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

「STOP!冬の労働災害」冬季は積雪・凍結による転倒災害に注意しましょう。

労働者数50人以上の事業場の皆様へ

ストレスチェックは実施されていますか？
 実施後に所轄の労働基準監督署に報告されていますか？

※ストレスチェック制度は、労働者にストレスの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることで、労働者のメンタル不調の未然防止を図る取組です。(毎年実施し、報告する必要があります。)

※労働者が安心してメンタルヘルス等について相談できるよう、社内・社外の相談窓口を開設しましょう。

ベストプラクティス企業訪問及び 年次有給休暇取得促進優良企業表彰

鳥取労働局長は、11月12日、年次有給休暇の取得促進と時間外労働の削減に積極的に取り組んでいる「米子王子紙業株式会社」をベストプラクティス企業に選定して訪問し、年次有給休暇取得促進優良企業として表彰しました。

【取組の概要】

○時間外労働の削減

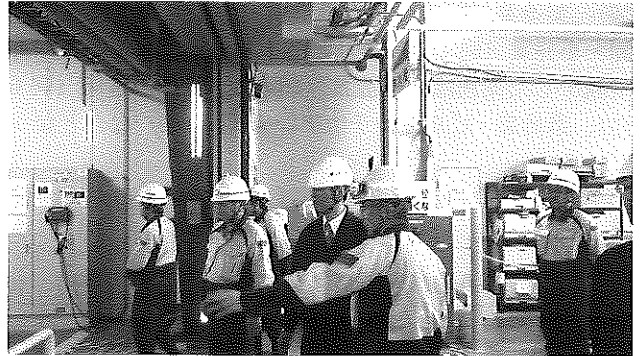
- ・毎週水曜日はノー残業デー
- ・毎週金曜日はノー会議デー
- ・事務部門にフレックスタイム制を導入



表彰状授与式の様子

○年次有給休暇等の取得促進

- ・年休取得率が低い労働者に対して幹部が面談を実施し、取得を勧奨
- ・年末年始、お盆、飛び石連休、定期点検による機械停止時期等における年休を利用した連続休暇の取得促進
- ・製造部門における休暇予定の張り出しによる代務募集、複数人によるバックアップ(代務残業の分散化)、代務を頼みやすい職場環境づくり



工場視察の様子

第一種圧力容器の製造時等検査は 一般社団法人日本ボイラ協会へ全面移行します

安衛法第38条第1項の規定により、特別特定機械（ボイラー、第一種圧力容器）に係り、当該機械等を製造し、若しくは輸入した者、当該機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は当該機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、登録製造時等検査機関（法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関 現在（一社）日本ボイラ協会、（公社）ボイラ・クレーン安全協会などが登録されています。）の検査を受けることとなっています。

そして、同法第53条の2第1項の規定により、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により業務の全部または一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときに、都道府県労働局長が自ら検査を実施することとされています。

鳥取県においては登録製造時等検査機関として登録を受けている者がいないため、鳥取労働局長が製造時等検査（構造検査、溶接検査、使用検査）を実施しているところです。

今般、登録機関である一般社団法人日本ボイラ協会は、鳥取県内における第一種圧力容器の検査を全面的に実施できる体制が構築できるとのことから、鳥取労働局長が自ら行っていた第一種圧力容器についての検査の業務を、平成31年10月1日（以下、「停止期日」という。）より行

わないこととします。

停止期日以降は、鳥取労働局において、第一種圧力容器に係る製造、溶接及び使用検査の申請書を受理しません。下記機関において行います。

ただし、停止期日より前に検査の申請書を受け付けた場合は、検査実施日が停止期日以降であっても鳥取労働局長が検査の業務を実施します。

検査の登録機関は以下の機関となります。検査業務の概要、検査申請の手続等については、こちらへお問合せください。

一般社団法人日本ボイラ協会中四国検査事務所
〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-8
NEXTビル3階
電話 082-221-8478

なお、ボイラーに係る検査は、引き続き鳥取労働局長が業務を実施します。

また、以下の業務については、停止期日以降も引き続き鳥取労働局において実施します。

- (1) 労働安全衛生法第37条第1項に基づく第一種圧力容器の製造許可及びボイラー及び圧力容器安全規則第50条に基づく製造許可に係る変更報告に関する業務
- (2) 材料の使用の可否、構造規格の規定の解釈等に係る問合せ

労働者死傷病報告の様式が改正されました

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第2号)が平成31年1月8日に公布され、施行されました。

今般の改正は、外国人労働者に係る労働災害防止対策の推進に資するため、外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第97条の規定に基づく様式第23号(休業4日以上労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告)について所要の改正を行ったものです。

外国人労働者を雇用する事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、外国人労働者に係る労働災害の発生状況を確認できるようにするため、被災者が外国人(「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を

除く。以下同じ。)である場合に「国籍・地域」(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第2条第5号ロに規定する地域)及び「在留資格」(入管法第2条の2第1項に規定する在留資格)を記入する欄が新たに設けられました。

この改正に伴い、労働者死傷病報告の様式が改正されておりますので、1月8日以降において、当該報告を行う際は御注意ください。

新しい労働者死傷病報告の様式は、下記のアドレス(厚生労働省ホームページ)からダウンロードできますので、参考としてください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/an-zeneisei36/17.html>

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(裏面)

労働者死傷病報告(外国人労働者に係る労働災害等に係る労働者死傷病報告を記入すること。)

事業の種類

労働者の氏名(建設業にあっては主要な労働者の氏名)

カナ

漢字

工号

労働者番号

社員記入欄

事業場の所在地

電話番号

被災労働者の氏名(姓と名の間には文字を空けること。)

カナ

漢字

性別

生年月日

年齢

経験期間

業務見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)

死亡日時

傷病名

傷病部位

被災現場の場所

災害発生状況及び原因

略図(発生時の状況を図示すること。)

国籍・地域

在留資格

職別

職記

事業場の型

事業主の種類

事業主の名称

事業主の住所

事業主の電話番号

事業主の代表者の氏名

事業主の代表者の住所

事業主の代表者の電話番号

報告書作成者

職 氏 名

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

(受 付 印)

様式第23号(第97条関係)(裏面)

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚れたり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者を除く。)である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

平成31年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

※10/1より消費税率が10%に変更される予定ですが、その際は10/1以降の講習より変更された消費税率で算出された金額に変更となります。

区分	玉掛り (1t以上のクレーン等の玉掛り) (学科2~1.5日・実技1日)	ガス溶接 (金属の溶接・切断・加熱) (学科1日・実技1日) 受講料 12,744円	フォークリフト運転 (最大荷重 1t 以上) (学科1日・実技3日) 受講料31,860円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,434~22,194円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,434~22,194円
案内	3月上旬(①②③④⑤⑥) 9月上旬(⑦⑧⑨)	3月上旬(①②) ※③10月以降HPのみ掲載	3月上旬(①②③④⑤) 9月上旬(⑥⑦⑧⑨)	3月上旬(①②③) ※④10月以降HPのみ掲載	3月上旬
4月	①鳥:学科4(木)、5(金) 実技9(火)~13(土) ②米:学科22(月)、23(火) 実技25(木)~27(土)		①倉:学科8(月) 実技10(水)~22(月) ②米:学科24(水) 実技25(木)~5/22(水)		
5月	③倉:学科7(火)、8(水) 実技9(木)~15(水) ④米:学科16(木)、17(金) 実技18(土)~25(土)		③米:学科21(火) 実技23(木)~6/8(土)	①鳥:学科27(月)、28(火) 実技29(水)~6/8(土)	
6月			④鳥:学科10(月) 実技13(木)~7/1(月)	②米:学科17(月)、18(火) 実技19(水)~7/1(月)	
7月	⑤倉:学科4(木)、5(金) 実技9(火)~11(木)	①米:学科25(木) 実技8/5(月)~8/8(木) (学生含む)	⑤米:学科2(火) 実技3(水)~22(月)		米:学科29(月)、30(火) 実技31(水)~8/10(土)
8月		②鳥:学科19(月) 実技20(火)~24(土) (学生含む)			
9月	⑥鳥:学科25(水)、26(木) 実技27(金)~10/2(水)			③倉:学科9(月)、10(火) 実技12(木)~24(火)	
10月	⑦米:学科7(月)、8(火) 実技9(水)~19(土) ⑧倉:学科31(木)、11/1(金) 実技11/5(火)~9(土)		⑥鳥:学科3(木) 実技4(金)~28(月) ⑦倉:学科28(月) 実技11/5(火)~20(水)		
11月			⑧米:学科28(木) 実技12/2(月)~18(水)	④米:学科13(水)、14(木) 実技18(月)~27(水)	
12月		③倉:学科10(火)(学生含む) 実技11(水)~13(金)			
1月	⑨米:学科1/23(木)、24(金) 実技28(火)~30(木)		⑨米:学科1/9(木) 実技1/14(火)~24(金)		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・ 硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料17,280円	有機溶剤 (学科2日) 受講料13,824円	特定化学物質 ・四アル排鉛等 (学科2日) 受講料13,824円	石綿 (学科2日) 受講料12,744円	乾燥設備 (学科2日) 受講料15,552円	プレス機械 (学科2日) 受講料15,552円
案内	3月上旬(①)・6月上旬(②)	3月上旬(①)・9月上旬(②)	3月上旬	9月上旬	9月上旬	3月上旬
月日	①倉:学科 4/15(月)、16(火) 実技17(水)~19(金) ②倉:学科 9/3(火)、4(水) 実技5(木)~7(土)	①鳥:学科 6/11(火)、12(水) ②米:学科 11/11(月)、12(火)	①米:学科 7/23(火)、24(水)	倉:学科 12/2(月)、3(火)	倉:学科 12/19(木)、20(金)	倉:学科 8/27(火)、28(水)

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

免許試験準備講習・実技教習

鳥取地区免許試験

第1種・第2種衛生管理者 受講料20,520円~15,336円
案内6月上旬
倉:学科8/1(木)、2(金) 会場 倉:倉吉未来中心
クレーン運転実技教習 受講料77,760円
米:ポリテクセンター米子

(第1種・第2種衛生管理者, クレーン・デリック運転士(クレーン限定))

日 時:2019年10月12日(土)
場 所:倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
受 付:窓口(当協会、中部支部、西部支部)
8月26日(月)~28日(水)
郵送(当協会、中部支部、西部支部)
8月12日(月)~23日(金)

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内で働く正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)との間で、基本給や手当など個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。《2020年4月1日施行(中小企業は2021年4月1日施行)》

正社員と非正規社員との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、「同一労働同一賃金ガイドライン(指針)(※1)」で、原則となる考え方及び具体例が示されました。これを参考に、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」(※2)により、社内の制度の点検を行い、待遇に違いがある場合、待遇の違いが働き方や役割の違いに応じたものであると説明できなければ、不合理な待遇の違いの改善に向けての取組が求められます。労使の話し合いを含め、検討を行い、就業規則や賃金規定の見直しを行うためには、計画的に取り組む必要がありますので、早めの取組をお勧めします。取組に当たっては、厚生労働省委託事業の無料相談窓口「働き方改革サポートオフィス鳥取」が、出張相談にも応じますので、お気軽にご利用ください。(※1, ※2とも厚生労働省ホームページに掲載されています。)

東部支部だより

安全教育の目指すところ

鳥取労働基準監督署長 木村 靖

鳥取労働基準監督署長 木村 靖 様から労働災害防止に関する所感・とりわけ安全教育の重要性についてご寄稿をいただきました。

「緑の雇用」研修生

15年ほど前に林業現場に監督に出かけた時のことです。下刈り作業をしていた30代の作業者に声をかけたところ、彼の言葉のイントネーションから県外出身者であることが分かりました。そこで、いささか個人的なことではありましたがその経緯について聞いたところ、彼は1年半前に県外からIターンで鳥取県内の林業事業場に再就職したこと、林業の仕事に満足していることなど汗を拭きながらさわやかな笑顔で話してくれました。

林業は、全国的に30年前から就労者の減少・高齢化が進み、労働力の確保が重要な課題でした。この課題の解決のために林野庁は新規就業者の確保・育成等を目的とした「緑の雇用」事業(助成金、3年間の研修等)を始め、新規就業者の獲得を目指しました。その結果、鳥取県では毎年50名程度の新規就業者があり、平成22年には35歳以下の労働者率が65歳以上の労働者率を超え、直近3年間の定着率が8割近くにまで達するようになりました。

ところが、新規就業者の増加に伴い「緑の雇用」研修生の労働災害も増加し、ついには死亡災害が連続して発生する事態になりました。新たな志を持って山に入ってきた若者がわずかな期間に命を落とし、夢を抱いて鳥取県に移住した家族にも計り知れない悲しみを与えたことに悲壮な気持ちに襲われました。「緑の雇用」事業では、安全作業に関する研修や資格取得などの教育を重ねて行っていますが、その教育だけでは乏しい経験を埋めることができず林業作業の危険の犠牲になったのです。

安全教育の成果

ある電力会社の車に同乗して安全パトロールに行った時、信号が「青」になる度に運転者は、「前ヨシ、右ヨシ、左ヨシ、信号ヨシ。」と指差し呼称をして発車していました。その動作はごく自然で、日常の運転でも同じようにしていることが容易に想像できました。交通安全対策については、「社有車は1,000台を超えるが、すべてに任意保険を掛けると莫大な費用になる。任意保険は掛けずに、その費用の一部を社員教育にまわしている。毎年計画的に鈴鹿の交通安全センターの研修を受講させ、交通事故の体験などもさせている。数千人いる社員の過去5年間の交通事故は、私用も含め「0」である。」という事で、すばらしい安全教育の成果に感心しました。

乏しい経験を教育で補う

労働災害を分析すると、経験年数が5年以下の労働者に被災割合が高いことが分かります。その被災割合は全産業で5割を超え、三次産業に限っては7割を超えます。作業場所の危険の存在に気がつかない、作業手順を熟知していない、非定常時の対応が分からないなど原因はいくつも考えられますが、経験年数の長短で労働災害の発生に差がみられるところに災害防止の有効な対策が隠れています。乏しい経験を徹底した教育で補うことです。新規採用者には安全教育が最も必要なことであり、作業指揮者の管理のもとで安全な作業が身につくまで教育することが大切です。安全教育は地味な取組ではありますが、安全対策の基本であり、そして最も重要な取組であることを再認識して効果的な安全教育を進めていただきたいと思います。

平成31年度 講習等計画

東部支部で平成30年度に実施した特別教育や安全衛生の各種講習会等は延べ24回で受講者総数は非会員事業場も含めて1,066名となりました。各事業場の皆様には、労働災害防止のための法定教育や各種研修等に積極的な受講をいただきありがとうございます。

平成31年度も引き続いて、延べ20回の特別教育・各種講習等を計画しております。いずれも法律に定める教育や、厚生労働省の通達に基づく安全衛生関連講習等ですので、計画表をご覧ください。多くの従業員、各種管理者等の皆様に受講頂きますよう、よろしくお願いたします。

なお、平成31年度も、計画表裏面に該当講習会等の法
(次頁につづく)

(前頁のつづき)

令上の位置づけや、通達、目的などの概要を記載いたしましたのでご覧いただき、更なる詳細内容などがご必要な場合は、当支部までお尋ねください。

各種講習会の具体的内容のご案内は、開催時期が近づきましたら、皆様へ送付いたします。また、概ね2月前には当協会のホームページでもご案内いたします。

おって、当面の計画を下記のとおりとしていますので、対象者の受講をよろしく願います。

記

- 新入社員安全衛生教育（職場のマナーを含みます）
（労働安全衛生法第59条第1項）
とき 5月23日（木）
ところ 鳥取県労働基準協会会館
対象 新たに雇い入れられた労働者
- 安全管理者選任時研修
（労働安全衛生法第11条第1項
労働安全衛生規則第5条第1号）
とき 5月29日（水）・30日（木）
ところ 鳥取県労働基準協会会館
対象 新たに安全管理者に選任される者
- フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
（労働安全衛生法第59条第3項
労働安全衛生規則第36条第41号対象業務）
とき 6月5日（水）・6日（木）
ところ 鳥取県労働基準協会会館
対象 該当作業の従事労働者

「お気軽セミナー」 「お気楽勉強会」のご案内

東部支部で平成30年度に参加無料の「お気軽セミナー」、「お気楽勉強会」を始めました。30年度はそれぞれ年間7回開催いたしました。ご参加者は延べ60名程度で平均して各回4名前後でした。ご参加者は少数でしたが、中にはほぼ毎回ご参加いただいた方もありました。

平成31年度も引き続いて開催することとして、7月からそれぞれを各月1回程度の予定で、現在、計画の具体化を行っています。詳細が固まりましたらあらためてHPなどでお知らせいたしますので、「お気軽」に、「お気楽」にのぞいてみてください。

平成31年度「東部支部 定期会員会議」開催のご案内

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部の平成31年度定期会員会議（定期総会）を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には多数のご出席をお願いします。

同封しています開催案内ハガキにより出欠の回答をお願いいたします。

- 日時 平成31年4月23日（火）午後3時から
- 場所 白兔会館（鳥取市末広温泉町556）
- その他
会議終了後、意見交換会（参加費無料）を開催

西部支部だより

平成30年度 労務管理研修会を開催

平成31年2月13日（水）、米子食品会館において「労務管理研修会」を開催しました。研修会は、第一部を米子労働基準監督署と鳥取労働局の職員による講演、第二部を西尾克美社会保険労務士による講演の二部構成で行いました。



第一部では、冒頭に米子労働基準監督署の森下署長による挨拶に続き、藤岡裕士監督課長による働き方改革に係る労働時間の法制の見直しに関する講演、半田謙一安全衛生課長による労働災害防止対策に関する講演、鳥取労働局雇用環境・均等室長田光彦主任雇用環境改善・均等推進指導官による働き方改革に関する講演がありました。

藤岡課長は、講演の中で働き方改革関連法のうち、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得について講演されました。時間外労働の上限規制については、今年



の4月施行（ただし、中小企業への適用は2020年4月）、年次有給休暇の取得については、企業規模に関係なく今年4月1日から施行されるため、年次有給休暇の計画的な取得に努めること、職場環境を改善し、より魅力ある職場にすることで、従業員の定着率も向上し、人手不足解消にもつながるので働き方改革による魅力ある職場づくりに努めてほしいと説明されました。

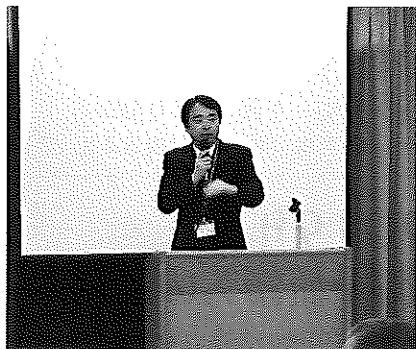


半田課長は、管内の労働災害発生状況、多発する冬季の転倒災害防止対策への取り組み、安全衛生管理体制の構築の必要性、定期健康診断の実施及びその事後措置、治療と職業生活の両立支援などについて講演され、労務管理と安

（次頁につづく）

〔前頁のつづき〕

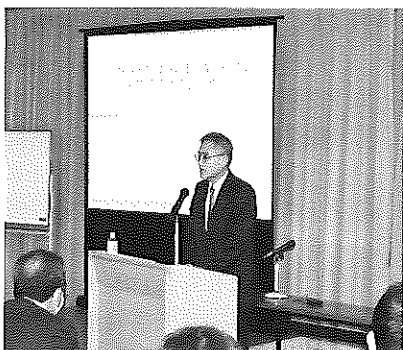
全衛生管理は会社運営の車の両輪であり、労務・安全衛生担当部署が緊密に連携することが必要であると強調されました。



長田指導官は働き方改革による正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の解消について、2020年4月1日より施行される同一労働同一賃金ガイドラインの概要やパートタイム・

有期雇用労働法への取り組み手順を説明され、正社員と非正規社員との不合理な待遇差を設けることが禁止され、必要に応じて待遇差を説明しなければならない（なお、中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日）と講演されました。

第二部では、西尾社会保険労務士から働き方改革関連法（労働時間規制）に伴う労働時間管理等と届出についてと題して、労働基準監督署に提出する36条協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届の具体的な作成方法等についての説明とともに、年次有給休暇の付与とその管理で労働時間管理表の作成、就業規則への規定が必要となることを、具体例を示してわかりやすく説明をいただきました。



『安全祈願祭』

西部支部では、平成31年1月25日（金）11時から米子地区建設業労働災害防止協議会（米子地区建災防）と合同で神田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東支部長、竹田副部長、幹事、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各支部長並びに支部役員18名と米子地区建災防から斎木会長をはじめ役員7名が出席して、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様の無事故・無災害・無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会西部支部では、平成31年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日時 4月25日（木）午後3時から
- ・場所 皆生つるや
米子市皆生温泉2丁目5番1号

平成31年度(一社)鳥取県労働基準協会西部支部 講習会予定表

月 日	時 間	行事名及び講習会名	会 場
4月17日(水)	9:00 ~ 17:00	雇い入れ時の安全衛生教育(ビジネスマナー教育含む)	米子食品会館
5月16日(木)	13:00 ~ 16:30	熱中症予防労働衛生教育	米子食品会館
5月20日(月)	8:30 ~ 17:00	アーク溶接等業務特別教育(学科)	ポリテクセンター米子
5月21日(火)	8:30 ~ 12:00	〃 (学科)	
5月21日(火)	13:00 ~ 17:00	〃 (実技)	
5月22日(水)	9:00 ~ 16:00	〃 (実技)	
5月23日(木)	9:00 ~ 17:00	〃 (実技)	
5月24日(金)	9:00 ~ 12:00	〃 (実技)	
5月30日(木)	9:00 ~ 16:00	足場の組立て等業務特別教育	米子食品会館
6月 3日(月)	9:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(学科)	米子食品会館
6月 4日(火)	10:00 ~ 17:00	フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育(実技2時間)	
6月13日(木)	13:30 ~ 17:00	安全管理者等安全担当者研修	米子食品会館
6月19日(水)	9:00 ~ 16:00	5t未満クレーン運転業務特別教育(学科)	米子食品会館
6月20日(木)	9:00 ~ 12:00	〃 (学科)	
6月23日(日)	8:30 ~ 17:30	〃 (実技)	JR後藤総合車両所

中部支部だより

労務管理研修会を開催

2月15日(金)に、次のとおり研修しました。

- ①「公的年金制度について」(尾崎社会保険労務士)
年金制度の仕組み・手続き等について、よくある質問事例等
- ②「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について」(鳥取労働局雇用環境・均等室 長田主任指導官)
同一労働同一賃金について、厚生労働省の「ガイドライン」を中心に、不合理な待遇差の解消に向けての取り組み等
- ③「労働基準法、労働安全衛生法等の改正等について」(倉吉労働基準監督署 田中監督・安全衛生課長)
先の国会で改正された「労働基準法」、「労働安全衛生法」の改正点、特に、「年次有給休暇」・「時間外労働の上限規制」・「産業医・産業保健機能の強化」等について、いずれも具体的な事例に基づく説明がありました。最近の労務管理上重要な事項であり、大変参考となるものでした。

また、参加者からは、「具体的な説明があり、分り易く理解が進んだ。」との声が多く寄せられました。



『安全祈願祭』を開催

中部支部では、本年度も「安全祈願祭」を平成31年1月11日(金)に、賀茂神社において開催しました。

当日は、井木支部長をはじめ幹事の方々13名が出席し、会員事業場の皆様方の無災害と事業の繁栄を祈願しました。



「定期会員会議」開催のご案内

中部支部では、平成31年度の定期会員会議を次のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。(別途送付します開催案内により、出欠のご回答をお願いします。)

- 日時 4月18日(木) 午後3時30分から
- 場所 倉吉シティホテル(倉吉市山根543-7)

2019年度 安全衛生教育・研修等のご案内

中部支部では、平成31年度の各種の安全衛生教育や研修等を次のとおり計画しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。(なお、都合により期日を変更する場合があります。)

- ①「安全衛生推進者養成講習」(2日間)
5月23日(木)・5月24日(金)
- ②「巻上げ機運転業務特別教育」(2日間)
学科 6月5日(水)・実技 6月6日(木)
- ③「安全管理者等安全担当者研修」 6月21日(金)
- ④「職長(安全衛生責任者)教育」(2日間)
7月11日(木)・7月12日(金)
- ⑤「リスクアセスメント実務研修」 7月19日(金)
- ⑥「5トン未満クレーン運転業務特別教育」(2日間)
学科 8月21日(水)・実技 8月22日(木)
- ⑦「アーク溶接等業務特別教育」(3日間)
学科 8月29日(木)・8月30日(金)
実技 8月30日(金)・9月2日(月)
- ⑧「衛生管理者等衛生担当者研修」 9月11日(水)
- ⑨「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業
特別教育」 9月20日(金)
- ⑩「自由研削と石取替え等業務特別教育」
9月27日(金)
- ⑪「足場の組立て等業務特別教育」10月10日(木)
- ⑫「安全管理者選任時研修」(2日間)
10月24日(木)・10月25日(金)
- ⑬「特定粉じん作業特別教育」 11月19日(火)
- ⑭「KYT(危険予知訓練)研修」12月9日(月)
- ⑮「電気(低電圧)取扱い業務特別教育」
12月18日(水)
- ⑯「労務管理担当者研修」 2020年2月14日(金)

(申込み・問合せ先)

倉吉市上灘町115-1(有)河崎組3F
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

